

市職員採用試験の実施

試験日 9月17日(日)

試験会場 長崎国際大学

受付期間 8月1日(火)～23日(水)

試験案内、申込書の配布場所

市役所本庁舎玄関案内、職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
※申込書は市HPからもダウンロードできます。

試験職種	受験資格	採用予定数
事務職 (高卒程度)	平成6年4月2日以降に生まれ、高校または短大(これらと同等と認められる学校を含む)を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ※4年制大学等を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人は受験できません。	若干名
事務職 (身体障がい者)	次の①～③の全てを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校(これと同等と認められる学校を含む)を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ②申し込み日現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 ③自力による通勤ができ、かつ、介助者なしに事務職としての職務遂行が可能なる人	若干名
土木 (大卒程度)	昭和53年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人	若干名
土木 (高卒程度)	平成6年4月2日以降に生まれ、高校または短大(これらと同等と認められる学校を含む)で専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ※4年制大学等を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人は受験できません。	若干名
保健師	昭和62年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を持つ人か、来年5月までに免許取得見込みの人	2人程度

職員課 ☎ 24-1111

佐世保まちなか大学受講者募集

市民の皆さんに市内の大学などを身近に感じていただくため、最新の研究成果などが市街地で聞ける講座を企画しました。学生や社会人など幅広い年代の人を対象としていますので、どうぞご利用ください。

長崎短期大学編

テーマ「地域に根ざす長崎短大 暮らしに役立つ学びを」
9月16日＝介護に備える
9月23日＝マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論

9月30日＝老い支度

佐世保工業高等専門学校編

テーマ「時代にふさわしい、実践的技術者を養成する佐世保高専」
9月9日＝身近にある化学～呼吸を化学する～
10月14日＝小さな泡の科学～微小気泡を使った技術のお話～

長崎県立大学編

テーマ「クロスポイント あなたのおもしろいをつなぐ長崎県立大学」
10月21日＝地球温暖化と石油の枯渇
10月28日＝健康という名の共同幻想
11月4日＝膨張宇宙の発見
11月11日＝生と死を大切に歩む～心強く生きるために～
11月18日＝3拍子は海峡を越えて

長崎国際大学編

テーマ「暮らしや健康について学ぼう」
11月25日＝知らないと危ない、薬の飲み合わせの話
12月2日＝減塩生活！知っておきたい5つのコツと乳和食
12月9日＝気になる「検査値」を考えてみよう
12月16日＝食品の機能性ってナニ！？

※日程はすべて土曜で、開催時間は13時30分～15時。

と ころ 中央公民館(常盤町・サンクル4番館)

料 金 無料

定 員 各日先着80人

申し込み 電話かファクス(24-2021)、はがき(〒857-0053 常盤町6-1 中央公民館宛)または窓口で、受講希望者の住所、氏名、年齢、電話番号、受講希望の大学名・講座名をお知らせください。定員になり次第終了します

☎中央公民館 ☎ 24-5571

「(仮称)佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例(案)」にかかる市民との意見交換会

町内会への加入や町内会活動の奨励、地域コミュニティの活性化などを担う地区自治協議会の設置を制度化するための条例を制定するため、市民の皆さんとの意見交換会を開催します。どの会場でも参加できますので、都合の良い会場でご意見をお聞かせください。また、下記の期間中、市ホームページや各支所・地区公民館でパブリックコメントを実施しますので、ご協力をよろしくお願いします。

開催日	会場
9月4日(月)	早岐地区公民館集会場
5日(火)	清水地区公民館講堂
7日(木)	大野地区公民館講堂
19日(火)	宇久地区公民館会議室
21日(木)	中部地区公民館研修室
26日(火)	相浦地区公民館第一体育室
28日(木)	吉井活性化センター多目的ホール(ソレイユ吉井)

開催日	会場
10月3日(火)	日宇地区公民館講堂
5日(木)	江迎地区公民館1階講座室
10日(火)	西地区公民館視聴覚室
12日(木)	江上地区公民館講堂

※開催時間はいずれの会場も19時～20時30分(条例案の説明を約30分、市民の皆さんとの意見交換を約60分)を予定しています。

☎コミュニティ・協働推進課 ☎ 24-1111

「マイナンバーカード」受け取りのための休日窓口をご利用ください

日 時 8月27日(日)9時～13時

場 所 市役所1階・戸籍住民窓口課

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所 戸籍住民(窓口)課」となっている人

※交付場所が「市役所 戸籍住民(窓口)課」以外の方は、当日に本人確認と暗証番号設定等の手続きだけを行い、マイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便で送付します。

受け取りに必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)

※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証は2点以上必要です。また、本人確認書類は住所・氏名が最新のものが必要です。

☎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

「マイナンバーカード」Web申請のサポート

マイナンバーカードの申請は、窓口、郵送、インターネット(スマートフォンやパソコン)による方法がありますが、今回、次の日程でタブレット端末を利用した申請サポートを行うこととしました。写真の印刷が不要になり、大変便利です。どうぞこの機会に申請してください。

日 時 8月27日(日)9時～13時

場 所 市役所1階・戸籍住民窓口課

申請に必要なもの

通知カード、運転免許証などの本人確認書類
※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証は2点以上必要です。また、本人確認書類は住所・氏名が最新になっているものが必要です。

※法定代理人(親権者)が申請する場合は本人(15歳未満の子)と法定代理人の本人確認書類の提出が必要です。

マイナンバーカードの交付

10月下旬ごろに本人限定受取郵便で送付します。

☎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

インターネット販売サイト
「佐世保ふるさと市場 サセポーン!!」

佐世保の事業者72社が参加し、さまざまな特産品を一堂に集めた本市最大のインターネット販売サイト「佐世保ふるさと市場 サセポーン!!」が6月にオープンしました。ふるさと納税で人気の商品や全国に多くのリピーターがいる商品など、贈り物にも最適な商品を多数取りそろえています。商品は海産物、お肉、加工食品、お菓子、工芸品、お酒などのカテゴリーに分けられており、選ぶのも簡単です。地元いながら購入の機会がなかったものや近くのスーパーでは購入できない商品なども数多く取り扱っていますので、どうぞご利用ください。



佐世保のよかもん
お取り寄せショップ
商品続々追加中!

https://sasebo-bussan.com/



佐世保物産振興協会 ☎ 26-3838

見て！聞いて！本市の広報番組

させぼ市政だより～キラっ都させぼ～
「英語が話せるまち佐世保」



7月放送分の収録の様子

朝長市長が自らの市の施策などをお知らせする広報テレビ番組「させぼ市政だより～キラっ都させぼ～」。8月は「英語が話せるまち佐世保」をテーマにお知らせします。このほか、さまざまな分野で活躍する市民を紹介するコーナーや素敵なプレゼントも用意していますので、どうぞご覧ください。

【放送スケジュール】

8月5日④、19日④ ⇒ 9:25 NBC、11:45 KTN
8月12日④、26日④ ⇒ 11:40 NCC
8月13日⑤、27日⑤ ⇒ 6:30 NIB
毎週日曜 ⇒ 18:55 テレビ佐世保
※ YouTube 版はこちらからどうぞ！



キラっ都させぼ ラジオ版

市政に関するさまざまなテーマについて、FM させぼのパーソナリティ・橋口修平さんと担当の市職員が対話形式で分かりやすくお知らせする情報番組「キラっ都させぼ ラジオ版」。市民の皆さんから寄せられた疑問にお答えするコーナーや週末のイベント情報など盛りだくさんの内容で放送しています。どうぞお聞きください。

放送日 毎週金曜 13時～13時55分

毎週土・日曜 8時～8時55分（再放送）

放送局 はっぴい FM (FM させぼ)

※ FM させぼはインターネット経由でパソコンやスマートフォン(アプリ)でも聴くことができます。下記のQRコードからアプリのダウンロードができます(無料)。詳しくはお尋ねください。



iPhone
はこちら



Android
はこちら



☎ 秘書課 ☎ 24-1111

臨時福祉給付金の申請は 8月31日まで

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限が8月31日(木)までとなっています。受給資格があっても、申請がない場合や提出された書類に不備があった場合は支給されませんので、申請が済んでいない人は早めに手続きしてください。対象と思われる人には、3月31日に申請書を発送していますので、ご確認ください。

対象者 平成28年1月1日時点で本市に住民票があり、平成28年度分市民税(均等割)が課税されない人

※自身を扶養する人が課税されている場合や生活保護受給者は対象外です。

給付額 対象者1人につき15,000円(1回だけ)
申請方法 申請書に必要な事項を記入し、添付書類が必要な人は書類を添えて、申請書に同封した返信用封筒を利用して郵送してください(郵送が困難な場合は窓口申請も可)。

申請期限 8月31日(木) ※郵送の場合、消印有効。

相談窓口 佐世保市臨時福祉給付金事務センター(松浦町2-28 JAながさき西海会館3階)

☎佐世保市臨時福祉給付金コールセンター ☎ 55-1216

佐世保市奨学金返還サポート制度
の受け付けを始めています！

市内に定住し、特定の業種に就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を10年間交付する奨学金返還サポート制度の申請受け付けを行っています。別途条件がありますので、詳しくは、させぼ移住サポートプラザにお尋ねいただくか、下の画像を読み取ってページをご覧ください。

申し込み させぼ移住サポートプラザ(新港町8-1)
締め切り 11月30日(木) ※郵送の場合、消印有効。

※奨学金返還サポート制度のページ



☎させぼ移住サポートプラザ ☎ 25-9251

市消防職員採用試験の実施

試験日 9月17日(日)
試験会場 長崎国際大学
受付期間 8月1日(火)～8月31日(木)
募集職種 消防職
採用予定 消防士6人程度、救急救命士3人程度
受験資格 平成5年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校を卒業した人か来年3月までに卒業見込みの人、または、これと同等以上の学力を有すると認められる人
※救急救命士を受験する人は昭和63年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日現在、救急救命士の免許を有するか、来年春の国家試験で免許を取得見込みの人。

試験案内、申込書の配布場所

消防局総務課、各消防署・出張所、市役所玄関案内、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
☎消防局総務課 ☎ 23-9251

生活全般にわたる困り事の
相談窓口をご利用ください

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活に困っている人からの相談に応じ、寄り添いながら、本人の自立を目指した支援を行います。

対象者 市内在住で、就労や家庭、健康、家計に関することなど生活上の問題で困っている人

- 支援内容**
- ① 自立相談支援
あなただけの支援プランを作ります
 - ② 住居確保給付金の支給
家賃相当額を支給します(離職後2年以内、65歳未満の人)
 - ③ 学習支援
子どもの明るい未来をサポートします
 - ④ 就労訓練
柔軟な働き方による就労訓練の場を提供します
- ※各支援内容には要件がありますので、詳しくはお尋ねください。

☎佐世保市社会福祉協議会
相談窓口(自立相談支援機関)
受付時間 月～金曜 8時30分～17時15分
☎ 23-0265 (直通、24時間対応)

救急活動にご理解とご協力をお願いします！

9月9日の「救急の日」にちなみ、この日を含む「救急医療週間」には、「救える命を救おう」というテーマの下、全国でさまざまな取り組みが実施されます。命をつなぐ救急活動にご理解とご協力をお願いします。

救急車は正しく利用しましょう！



昨年、本市では16,371件の救急出動があり、14,410人を医療機関に搬送しましたが、そのうち約33%は入院の必要のない軽症患者でした。また、出動しても搬送しない事例が全体の約12%を占め、その48%が「緊急性がない」という理由でした。

救急車を安易に呼ぶと本当に救急車を必要とする現場への到着が遅れ、救える命が救えなくなることもあります。緊急性がなく自分で医療機関に行ける場合は、交通機関などをご利用ください。

また、119番は命をつなぐための大事な電話番号です。火災や救急活動に支障を来しますので、問い合わせなどには利用しないでください。火災・救助等の問い合わせは「☎0180-999-999」をご利用ください。

救急講習会を受けてみませんか！

消防局では、AED（自動体外式除細動器）を用いた救急講習会（3時間）を開催しています。個人向けは適

宜、事業所などの団体（10人以上）はその都度日程調整して開催していますので、どうぞご参加ください。



問い合わせ、申し込みなど
 中央消防署 ☎24-7621、東消防署 ☎38-2519
 西消防署 ☎47-2076

全国救急受診アプリ（愛称Q助）のご利用を

全国救急受診アプリ（愛称Q助）とは、消防庁が開発したアプリケーションで、急な病気やけがをしたとき、スマートフォンやパソコン等を使い、該当症状を画面上で入力していくと、「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早く医療機関を受診しましょう」など緊急性に応じた必要な対応が表示される仕組みです。救急車を呼んでいいのかわからない場合などにご活用ください。登録方法など、詳しくは右の画像を読み取って専用サイトをご覧ください。

Q助サイト



消防局警防課 ☎23-2598

災害に備えましょう！

「日頃からの備え」が大切です

近年、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しています。風水害はどこにでも起こり得る身近な災害であり、日頃から備えておくことが大切です。台風や豪雨は時期や規模をある程度予測することができますので、日頃から天気予報に気を配り、注意が必要なときには、テレビやインターネットなどで最新の情報を収集するようにしましょう。



「自主防災組織」をつくりましょう

自主防災組織とは、住民一人一人が「自分たちの命は自分たちで守る。自分たちの地域は自分たちで守る」という考えの下、地域の人が協力し合い、自主的に防

災活動を行う組織です。市内には375（平成29年6月1日現在）の組織が結成されています。災害に強いまちづくりのため、自主防災組織の結成をお願いします。

組織結成時の支援内容

組織の世帯数に応じて、防災ラジオ、ハンドメガホン、折りたたみポリアンク、リヤカーなどの現物支給を行っています。

組織結成後のサポート

自主防災組織が実施する研修会や防災訓練のサポートを行い、管轄の消防署から指導に出向くこともできます。詳しくはお尋ねください。

防災危機管理局 ☎23-9258

精霊流しの実施場所など

とき 8月15日（火） ※時間等は下表のとおり。

精霊船の大きさ

全長10m以内、担いだときの高さ3.5m以内、幅2.5m以内
 ※全長2m以上の船は最寄りの警察署の許可が必要。
 受け付け期間は8月7日（月）まで。

名切会場への順路

大和町方面～佐世保駅前→国道の左端
 佐世保駅前～名切交差点→国道の右端
 小佐世保通り～国道に合流→市道の右端
 山手方面～中央公園→市道の左端
 裁判所方面～中央公園→市道の左端
 大野、日野・赤崎方面～名切交差点→国道の左端
 ※三ヶ町・四ヶ町アーケード内は通行できません。

市営バスの路線変更

花園経由 俵町→高梨経由で運行（19時～22時）
 沖新町線 佐世保高専前を運行（14時～22時）

車両通行止め

名切グラウンド周辺（19時～21時30分）

会場	主催・連絡先	とき・ところ
名切	精霊流し実行委員会 ※連絡先は環境政策課	19時～21時30分 中央公園スポーツ広場
早岐	早岐地区自治会連合会 ☎38-2213	18時～22時 東町海岸（早岐瀬戸）
日宇	日宇商工振興会 ☎34-1296	18時～20時30分 佐世保高専グラウンド横
中里皆瀬	中里皆瀬地区連合町内会 ☎49-2114	18時～21時 中里皆瀬支所駐車場
相浦	相浦町協議会 ☎47-2019	17時～21時30分 水産市場横広場
吉井	吉井町万灯籠流し実行委員会 ☎64-2078	18時～22時 ポットホール公園駐車場
世知原	栗迎六区青年部 ☎76-2211	18時～20時30分 躍進の泉公園
小佐々	小佐々町保健環境自治連合会 ☎41-3111	18時～21時30分 大悲観公園駐車場、 楠泊バス停前広場
鹿町	ふれあい口ノ里会 ☎65-3297	18時30分～21時30分 口ノ里埋立地横防波堤

注意事項

- 花火の使用は許可を受けた人（腕章着用）しかできません。警察への届け出が必要です。
- 道路や会場で精霊船を回転させたり、放り上げたりすることは危険ですので、絶対にしないでください。
- 精霊船等は各会場の開催時間内に持ち込んでください。

環境政策課 ☎31-6520

産業支援事業の紹介

産業支援センター無料相談窓口のご利用を

市内でビジネスを行っている人や創業を目指す人などを支援する市の施設です。産業コーディネータによる無料の窓口相談や企業訪問などを行っています。
 場所 松浦町5-1（駐車場はありません）
 相談時間 平日 第2・4日曜 9時～17時（水曜は20時）
 ※受け付けは業務終了30分前まで。
 相談内容 創業や経営改善に関する相談
 問い合わせ 産業支援センター ☎24-6051

創業促進補助金申請の募集

対象者

- 市が指定する市内の創業支援機関（産業支援センター、商工会議所、商工会、日本政策金融公庫、親和銀行、九州ひぜん信用金庫）から相談支援を受け、申請日時点で創業から1年を経過していない人で、次の要件の全てに該当する人
 - ①本市の特定創業支援を受けた創業者
 - ②補助金の交付申請日の前日までに本市在住の常用労働者を1人以上雇用していること
 - ③製造業、情報サービス業の一部、ベンチャービジネスのいずれかに該当すること など
- ※その他の要件はお尋ねください。

対象経費

- 工事費、設備費、広報費
- ※県外からU/Iターンで創業した人は移住前に市内の創業支援機関を訪問した際の旅費も対象とします。

補助額

- 補助対象経費の3分の1以内（限度額100万円）
- ※若年創業者（39歳以下）は補助対象経費の2分の1以内（限度額150万円）となります。
- ※申請方法や条件など、詳しくはお尋ねください。

「佐世保の企業情報サイト」のご利用を

市内のさまざまな業種の企業を紹介しています。事業内容（業種）から検索したり、地図情報サイト「させば街ナビ」と連動し、地図上で検索することもでき、大変便利です。どうぞご利用ください。企業からの情報提供も随時受け付けています。

佐世保の企業情報サイト

<https://sasebo-techno.jp/>



商工物産課 ☎24-1111